

**義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書**

義務教育国庫負担制度は、国の責任において標準的な教職員数を確保するものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要な制度となっている。これは地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で3分の1に削減された負担率を2分の1へ復元するなどの制度改善が極めて重要である。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっているほか、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その対応に格差が生じている。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことなどにより、非正規教職員の配置が増加し、正規教職員の配置が減少しているため、学校運営や教育の継続性に大きな影響を与えている。さらに、いじめ、不登校及び学力向上など学校教育を巡る様々な課題への対応とともに、増え続ける事務作業も加わって、教職員の多忙化は深刻度を増している。

教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級編制標準の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

これらのことから、国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、就学保障の充実など、次の事項について教育予算の確保・充実に努めるよう求める。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。  
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子どもたちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消を含めた就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月17日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣  
地方創生担当大臣 あて